

吉野町 橋梁個別施設計画

平成30年12月

吉野町 暮らし環境整備課

1. はじめに

吉野町では平成 25 年に橋長 15m 以上の橋梁及び重要路線の橋長 15m 未満の橋梁を対象に長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型へ徐々に移行し、事業を進めてきた。

しかし、平成 26 年度から、5 年に 1 度の近接目視点検が義務化され、平成 29 年度末までに 126 橋の点検が完了し、これまでに 14 橋が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された（表 1）。判定区分Ⅲ（早期措置段階）は次回点検までに修繕を終えることが望ましいとされており、改めて予防保全型から事後保全型へと方針転換を図らざるを得ない状況となった。

そこで、本町は次の観点から計画をとりまとめ、橋梁個別施設計画とする。

表 1 吉野町管理橋梁の定期点検と診断結果

管理者名	点検計画数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
吉野町	193	126	24	88	14	0
			19%	70%	11%	0%

2. 橋梁個別施設計画のポイント

- Ⅲ判定施設及び路線の重要度により橋梁修繕工事を最優先に取り組む。
- 当面 5 年間（早期措置対応が必要となる期間）の計画とする。
- 平成 30 年度の 1 巡目点検が終わった後、全施設を対象に既存の長寿命化修繕計画を見直し、予防保全型の計画を作成する。

3. 橋梁個別施設計画

橋梁個別施設計画は下記および別紙 1（橋梁修繕事業計画）とする。

① 対象施設

対象施設は、吉野町管理の全 193 橋とする。

② 計画期間

計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間とする。

③ 対策の優先順位の考え方

【橋梁ごとの健全性】および【路線の重要度】のそれぞれの評価点を算出し、その合計点をもって優先順位を設定する。

【橋梁ごとの健全性】

定期点検結果から各部材毎の判定結果を用いて、評価点をつける。

各部材は、主桁、横桁、床板、下部構造、支承部、その他とし、重み付けを行い、合計点を算出し、評価点とする。

- ・IV判定 100点、III判定 20点、II判定 5点

【路線の重要度】

橋梁の架橋された路線の状況により、橋梁の重要度を定量的に評価する。評価点は下記の通り、特殊橋梁、橋長、バス路線、通学路、緊急輸送道路を活用するための道路、迂回路の有無、主要産業に資する道路、市町村道における重要路線について重み付けを行い、合計点を算出し、評価点とする。

項目	重要度 係数	条件及び配点 (最高10点、最低0点)				
		該当	なし			
特殊橋梁	1	該当	なし			
		10	0			
橋長	1	≥45m	45m>L≥35m	35m>L≥25m	25m>L≥15m	<15m
		10	8	6	4	0
バス路線	1	該当	なし			
		10	0			
通学路	1	該当	なし			
		10	0			
緊急輸送道路を活用 するための道路	1	該当	なし			
		10	0			
迂回路の有無	1	無	有			
		10	0			
主要産業に資する道路	1	該当	なし			
		10	0			
市町村道における 重要路線	1	重要度:大	重要度:中	重要度:小	その他	
		10	7	3	0	

④ 個別施設計画の状態等

各施設の状態は別紙1の通りとする。

⑤ 対策内容と実施時期

各施設の対策内容と実施時期は別紙1の通りとする。

⑥ 対策費用

各施設の対策費用の概算は別紙1の通りとする。

